

令和 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

表

市町村長殿	現住所	業種又は職業
	1月1日現在の住所	電話番号
	フリガナ	個人番号
提出年月日	氏名	続柄
年 月 日	生年 明・大・昭 月 日 平・令	世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料	円
14	社会保険料控除		
15	生命保険料	新生命保険料の計	円
15	生命保険料	旧生命保険料の計	円
15	生命保険料	新個人年金保険料の計	円
15	生命保険料	旧個人年金保険料の計	円
15	生命保険料	介護医療保険料の計	円
16	地震保険料控除	地震保険料の計	円
16	地震保険料控除	旧長期損害保険料の計	円
17~19	寡婦控除、ひとり親控除、ひとり親控除、ひとり親控除、ひとり親控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	
18	ひとり親控除	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名)	
19	勤労学生控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
20	障害者控除	障者の程度	円
20	障害者控除	障者の程度	円
21~22	配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額	円
23	扶養控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
23	扶養控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
23	扶養控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
23	扶養控除	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
16	16歳未満の扶養親族	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
16	16歳未満の扶養親族	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
16	16歳未満の扶養親族	氏名、生年月日、同居・別居の区分	円
26	雑損控除	損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類	円
26	雑損控除	損害金額	円
27	医療費控除	支払った医療費等	円

1	収入金額等	事業 営業等 ア 業 農業 イ 不動産 ウ 利子 エ 配当 オ 給与 カ 公的年金等 キ 雑 業務 ク その他 ケ 短期 コ 長期 サ 一時 シ	円
2	所得金額	事業 営業等 ① 業 農業 ② 不動産 ③ 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 公的年金等 ⑦ 雑 業務 ⑧ その他 ⑨ 合計 ⑩ (⑦+⑧+⑨) 総合譲渡・一時 ⑪ 合計 ⑫	円
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑬ 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 生命保険料控除 ⑮ 地震保険料控除 ⑯ 寡婦、ひとり親控除 ⑰~⑱ 勤労学生、障害者控除 ⑲~⑳ 配偶者(特別)控除 ㉑~㉒ 扶養控除 ㉓ 基礎控除 ㉔ ⑬から㉔までの計 ㉕ 雑損控除 ㉖ 医療費控除 ㉗ 合計 ㉘ (㉕+㉖+㉗)	円

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。
(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 付 勤務 日数	月 収 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			円
合 計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円
		.		
		.		
		.		
		.		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円	円	円
						イ
	長期					ロ
	一時					ハ
ニ 合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}						

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに記入してください。
右のハの金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
2					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
3					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額					

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
2			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
3			
フリガナ	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日本赤十字会・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
個人番号							

令和 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

表

市町村長殿	現住所	業種又は職業
	1月1日現在の住所	電話番号
	フリガナ	個人番号
提出年月日	氏名	続柄
年 月 日	生年 明・大・昭 月 日 平・令	世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料控除			
合計			円
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料控除			円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
⑯	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲	⑰ □寡婦控除 ⑱ □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑲ □ひとり親控除 (学校名)	円
⑳	障害者	障害の程度	級度
控除	フリガナ氏名 個人番号		
	フリガナ氏名 個人番号		級度
㉑～㉒	配偶者 配偶者特別 計	配偶者の 合計所得金額	円
㉓	扶養控除	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の 区分 □同居 □別居 続柄
1	フリガナ氏名 個人番号		控除額 万円
2	フリガナ氏名 個人番号		控除額
3	フリガナ氏名 個人番号		控除額
4	フリガナ氏名 個人番号		控除額
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 平・令	同居・別居の 区分 □同居 □別居 続柄
1	フリガナ氏名 個人番号		控除額
2	フリガナ氏名 個人番号		控除額
3	フリガナ氏名 個人番号		控除額
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。	扶養控除 額の合計		
㉔	雑損控除	損害の原因	損害を受けた資産の種類
		損害年月日	
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉕	医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	円	円	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
	総合譲渡		短期	コ	
			長期	サ	
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩		
		総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫			
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬		
		小規模企業共済等掛金控除	⑭		
		生命保険料控除	⑮		
		地震保険料控除	⑯		
		寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
		勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
		配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
		扶養控除	㉓		
		基礎控除	㉔		
		⑬から㉔までの計	㉕		
		雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉗			
	合計 (㉕+㉖+㉗)	㉘			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

裏

月	日	給	勤務 日数	月 収
		円		円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				円
法人番号又は所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
		・		
		・		
		・		
		・		
				国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)	
							イ	ロ
一時							ハ	
							ニ	合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
2					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
3					
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額					

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	関係
1				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上居住 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
フリガナ	氏名	個人番号	住所	
2				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上居住 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
フリガナ	氏名	個人番号	住所	
3				<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上居住 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同基金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
個人番号							

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書 (分離課税等用)

第五号の四様式別表 (第二条関係) 「別紙三」

フリガナ		生 年 月 日	整理番号
氏 名			電話番号
個人番号			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入金額	短期譲渡	一般分	ス	円
		軽減分	セ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	タ	
		居住用財産の 譲渡	チ	
		一般株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の譲渡	テ	
	上場株式等の配当等	ト		
	先物取引	ナ		

この申告書(分離課税等用)は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
	事業 譲渡 雑	円
	事業 譲渡 雑	
	事業 譲渡 雑	
	特例適用条文	

5 所得金額	短期譲渡	一般分	㉑	円
		軽減分	㉒	
	長期譲渡	一般の譲渡	㉓	
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉔	
		居住用財産の 譲渡	㉕	
		一般株式等の譲渡	㉖	
		上場株式等の譲渡	㉗	
	上場株式等の配当等	㉘		
	先物取引	㉙		

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+(B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
	円	年 (年月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

令和 年度分 市町村民税 申告書 (分離課税等用)
道府県民税

第五号の四様式別表 (第二条関係) 「別紙四」

フリガナ		生 年 月 日	整理番号
氏 名		.	電話番号
個人番号			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	短期譲渡	長期譲渡	円
		円	円	円	一般分	ス	
					軽減分	セ	
					一般の譲渡	ソ	
					優良住宅地等に 係る譲渡	タ	
					居住用財産の 譲渡	チ	
					一般株式等の譲渡	ツ	
					上場株式等の譲渡	テ	
					先物取引	ト	
		特例適用条文					

この申告書 (分離課税等用) は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費	短期譲渡	長期譲渡	円
	事業 譲渡 雑		一般分 ㉘	一般の譲渡 ㉙	
			軽減分 ㉚	優良住宅地等に 係る譲渡 ㉛	
	事業 譲渡 雑			居住用財産の 譲渡 ㉜	
				一般株式等の譲渡 ㉝	
				上場株式等の譲渡 ㉞	
				先物取引 ㉟	
		特例適用条文			

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 = A - {給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額の1/2)}
円	円	円

6 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額 (A - B - C - D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引 (A - B)	所得金額 (C × 1/2)
	円	年 (年月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

第五号の十五様式

(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第二条の六関係)「別紙五」

道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 領 収 証 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納 入 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納入済通知書 (公)	
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード		
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	
令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号	
納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退 職 所 得 分		退 職 所 得 分		退 職 所 得 分	
	延 滞 金		延 滞 金		延 滞 金	
	督 促 手 数 料		督 促 手 数 料		督 促 手 数 料	
	合 計 額		合 計 額		合 計 額	
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。		取りまとめ局		
領 収 日 付 印	(納入者保管)	※ 日 計	口 円	道 府 県 局	領 収 日 付 印	
		※印は郵便局において使用する欄です。		(〒)		
				上記のとおり通知します。		
				(取りまとめ店)		
				受付店 → 銀行		
				店 → 市町村	(市町村保管)	

備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
2. 「市区町村コード」欄の右横の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。

第五号の十五様式

(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第二条の六関係)「別紙六」

道府県 郡	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税	道府県 郡	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税	道府県 郡	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税	
市町村	領 収 証 書 (公)	市町村	納 入 書 (公)	市町村	納入済通知書 (公)	
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード		
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	
令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号	
納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退 職 所 得 分		退 職 所 得 分		退 職 所 得 分	
	延 滞 金		延 滞 金		延 滞 金	
	督 促 手 数 料		督 促 手 数 料		督 促 手 数 料	
	合 計 額		合 計 額		合 計 額	
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。		上記のとおり通知します。		
領 収 日 付 印	(納入者保管)	※ 日 計	領 収 日 付 印	取 り ま と め 局 道府県 局 (〒)	領 収 日 付 印	
		※印は郵便局において使用する欄です。		(取りまとめ店) 受付店 → 銀行 店 → 市町村		
		(金融機関又は郵便局保管)		(市町村保管)		

- 備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 2. 「市区町村コード」欄の右横の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。

道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 領 収 証 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納 入 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納入済通知書 (公) (eL)	
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード		
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	
令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号	令和 年 月 分	指定番号	
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	退 職 所 得 分		退 職 所 得 分		退 職 所 得 分	
	延 滞 金		延 滞 金		延 滞 金	
	督 促 手 数 料		督 促 手 数 料		督 促 手 数 料	
	合 計 額		合 計 額		合 計 額	
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号:		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: 上記のとおり納入します。		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号: eL-QR		
上記のとおり領収しました。		領 収 日 付 印		取りまとめ局 道府県 局 (〒) 上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) (受付店 → 銀行 店 → 市町村)		
(納入者保管)		※印は郵便局において使用する欄です。		(市町村保管)		

備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 2. 「市区町村コード」欄の右側の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。
 3. eL-QRは、記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第五号の十五の二様式

(用紙縦百七十八ミリメートル横二百五十五ミリメートル)(第三十八条関係)〔別紙八〕

道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 領 収 証 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納 入 書 (公)	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 森林環境税 納入済通知書 (公) (eL)																													
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード																														
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名																													
令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号																													
納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
	退職所得分											退職所得分												退職所得分										
	延滞金											延滞金												延滞金										
	督促手数料											督促手数料												督促手数料										
	合 計 額											合 計 額												合 計 額										
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日																													
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号:			(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号:			(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称 eL番号:																												
上記のとおり領収しました。			上記のとおり納入します。			上記のとおり通知します。																												
領 収 日 付 印		※ 日 計	口 円	領 収 日 付 印		取りまとめ局	局	領 収 日 付 印																										
(納入者保管)		※印は郵便局において使用する欄です。		(金融機関又は郵便局保管)		道府県 (〒) 局		(市町村保管)																										
						上記のとおり通知します。 (取りまとめ店) 受付店 → 銀行 → 店 → 市町村																												

備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 2. 「市区町村コード」欄の右横の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。
 3. eL-QRは、記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事 業 年 度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 第1号
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業
第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③、別表5の2の3④若しくは別表5の2の3⑤	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑥又は別表5④	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6③、別表5の6の2④又は別表5の6の3⑤	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ⑳+㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ⑪又は⑪ \times ⑲/⑧、⑪ \times ⑲/④若しくは⑪ \times ⑲/④	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ⑳	当期中の減少額 ㉑	当期中の増加額 ㉒	差引期末現在の金額 ㉓ (㉒-㉑+㉓)
資本金等の額 又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金等の額及び資本準備金 等の額の合算	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) 「別紙十」

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分			
	法人番号								
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第1号 第3号に掲げる事業 第4号)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3④、 同表⑤、同表⑥、同表⑦若しくは同表⑧	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑩、同表⑪若しくは 同表⑫又は別表5の2の4⑭	⑮		
単年度損益 第6号様式⑮又は別表5⑮	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times\frac{70}{100}$ 雇用安定控除額 ①-⑧	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑯又は別表5の6の3⑯	⑩		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑧-⑩	⑪		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑		人	
			国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ⑪又は⑪ $\times\frac{㉑}{㉒}$ 、⑪ $\times\frac{㉑}{㉓}$ 若しくは⑪ $\times\frac{㉑}{㉔}$	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	① 兆 十億 百万 千 円
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③
期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥
差引	⑦ ⑤-⑥
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧
再差引	⑨ ⑦-⑧
非課税事業に係る控除額	⑩ ⑨×⑭/⑮
課税標準の特例に係る控除額	⑪ ⑩
控除額計	⑫ ⑥+⑧+⑩+⑪
特定内国法人	
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬ %
非課税事業を併せて行う法人	
国内における非課税事業に係る期末の従業員数	⑭
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑮

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑯ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑳ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	㉒	法附則第9条第1項に係る額 ㉑×㉒	㉓
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	㉔	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
仮計	㉕ ⑯+㉒-㉔	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (㉕-⑩)	㉖ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	㉗	課税標準の特例に係る控除割合	㉘
資本準備金の額	㉙	未収金の帳簿価額	㉚ 円
仮計	㉛ ㉗+㉙	総資産価額	㉜
㉛と㉛のいずれか大きい額	㉝	課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉘)又は (㉖×㉚/㉜)	㉞ 兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉑
外国の事業に係る控除額	㉒ ⑳×㉑/㉒	期末の総従業員数	㉓
差引	㉔ ㉒-㉒	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉓/㉔	㉕	国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉖
控除額計	㉗ ㉒+㉕	国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉘

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) (別紙十二)

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

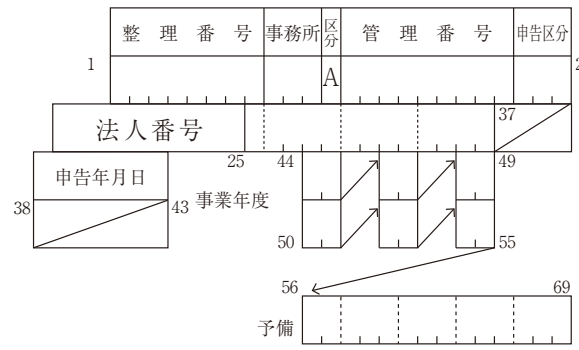
収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人						
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆	十億	百万	千	円
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数	③					
期末の総従業員数	④					
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人						
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥					
差引	⑦					
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧					
再差引	⑨					
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩					
課税標準の特例に係る控除額	⑪					
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫					
特定内国法人						
特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤						
非課税事業を併せて行う法人						
国内における非課税事業に係る期末の従業員数						
国内における事務所又は事業所の期末の従業員数						

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係							法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭							法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯							法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係						
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰							月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	㉑	兆	十億	百万	千	円
資本準備金の額 仮計 ⑰+⑱	⑱							課税標準の特例に係る控除割合	㉒					
⑱と⑲のいずれか大きい額	㉑							未収金の帳簿価額	㉓	円				
法附則第9条第23項関係							総資産価額	㉔						
							課税標準の特例に係る控除額 (㉑×㉒)又は(㉑×㉓/㉔)	㉕	兆	十億	百万	千	円	
							資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉖	兆	十億	百万	千	円	
							政府の出資の金額	㉗						
							法附則第9条第23項に係る額 ㉖-㉗	㉘						

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉙		
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉙/㉚	㉑							期末の総従業員数	㉛	
差引 ⑳-㉑	㉒							非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉛/㉜	㉓							国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業員数	㉝	人
控除額計 ㉑+㉓	㉔							国内における事務所又は事業所の期末の従業員数	㉞	人



第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）〔別紙十三〕

12 **B**

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

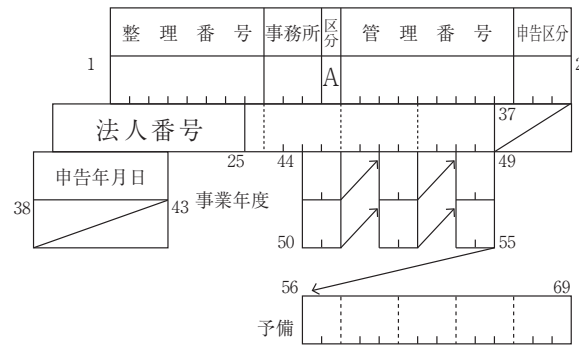
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
----	--	--	--	--	--

31					
32					
33					
34					
35					



第六号様式別表五の二の三（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・ローズ色）
 （第五条関係）〔別紙十四〕

12 **B**

01					
02					

05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					

16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					

24					
25					

26					
----	--	--	--	--	--

30					
----	--	--	--	--	--

31					
32					
33					

34					
35					
36					
37					
38					

(第一片)

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税 領収証書		口 座 番 号		加 入 者							
都道府県		都道府県		都道府県		都道府県							
所在地及び法人名													
eL番号: 年度 ※ 処 理 事 項 管理番号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 其の () 間定定正正定 他													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
計 (10~14)	15												
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さず提出してください。

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 納付書		口 座 番 号		加 入 者							
都道府県		都道府県		都道府県		都道府県							
所在地及び法人名													
eL番号: 年度 ※ 処 理 事 項 管理番号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 其の () 間定定正正定 他													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
計 (10~14)	15												
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
日計													

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 領収済通知書		口 座 番 号		加 入 者							
都道府県		都道府県		都道府県		都道府県							
所在地及び法人名													
eL番号: 年度 ※ 処 理 事 項 管理番号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 其の () 間定定正正定 他													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
計 (10~14)	15												
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

（第一片）

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		領 取 証 書									
都道府県		口 座 番 号		加 入 者									
所在地及び法人名													
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管理 番 号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 間定定正正定 その他（ ）													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金 計 (10~14)	14	15										
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 取 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													
上記のとおり領収しました。(納税者保管)													
◎この納付書は、3枚1組の複写式とな っていますので、切り離さず提出し てください。													

（第二片）

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		納 付 書									
都道府県		口 座 番 号		加 入 者									
所在地及び法人名													
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管理 番 号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 間定定正正定 その他（ ）													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金 計 (10~14)	14	15										
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 取 日 付 印										
課税事務所													
日 計													
上記のとおり納付します。(金融機関 又は郵便局保管)													

（第三片）

都道府県コード		法人 道府県民税 特別法人事業税		領 取 済 通 知 書									
都道府県		口 座 番 号		加 入 者									
所在地及び法人名													
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管理 番 号													
事業年度又は連結事業年度 申告 区 分													
から まで 中予確修更決 間定定正正定 その他（ ）													
法人道府県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金 計 (10~14)	14	15										
合計額	16												
納期限	年 月 日		領 取 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機 関 名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													
上記のとおり通知します。(都道府県保管)													

- 備考
1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 2. 各辺に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 3. eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）「別紙十七」

知事殿		所在地及び名称										
令和 <input type="text"/> 年分 中途 <input type="text"/> 月分		特別徴収義務者 (所属) (電話)										
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出												
法人番号												
旧法人番号												
<input type="text"/>												
処理事項					口座番号			加入者名				
支払金額	0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額	0 2											
(延滞金)	0 3											
納入金額合計	0 4											
課税事務所		受付印										
(取りまとめ店)												
(取りまとめ局)												
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)												

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
- 「令和 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。
- 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）「別紙十八」

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称												
令和	<input type="text"/>		年分	中途	<input type="text"/>	月分									
令和	<input type="text"/>		年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日提出								
法人番号															
旧法人番号															
			(所属)												
			(電話)												
処理事項							口座番号			加入者名					
支払金額	01			十	億				十	万					円
税額	02														
(延滞金)	03														
納入金額合計	04														
課税事務所							受付印								
(取りまとめ店)															
(取りまとめ局)								(〒)							
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。												(都道府県保管)			

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 「令和 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

区 分	支 払 金 額	税 額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課 税 (a) 11	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
還 付 税 額 (b) 12		
非 課 税 等 (c) 13		
計 (a) - (b) + (c) 14		
摘 要		

備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 4 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割特別徴収税額計算書

第十二号の十四様式「別紙二十」

区 分	支 払 金 額	税 額
56 源泉徴収選択口座内配当等		
課 税 (a) 11	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
還 付 税 額 (b) 12		
非 課 税 等 (c) 13		
計 (a) - (b) + (c) 14		
摘 要		

備考

- 1 「課税」の欄の「税額」の項には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その特別徴収した配当割の額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法附則第35条の2の5第4項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、その還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 3 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、配当割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書



第十二号の十五様式（附則第十八条関係） 「別紙二十一」

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称									
令和			年分	中途		月分						
令和			年		月		日提出					
法 人 番 号												
旧 法 人 番 号												
処理事項						口座番号	加入者名					
支 払 金 額	0 1	十 億		千	百	十	万	千	百	十	円	
納 入 金 額	税 額	0 2										
	延 滞 金	0 3										
	合 計	0 4										
課 税 事 務 所									領 収 日 付 印			
(取 り ま と め 店)												
(取 り ま と め 局)												
上記のとおり通知します。			(〒)									
(都道府県保管)												

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書



(第二片)

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称									
令和			年分	中途		月分						
令和			年		月		日提出					
法 人 番 号												
旧 法 人 番 号												
処理事項						口座番号	加入者名					
支 払 金 額	0 1	十 億		千	百	十	万	千	百	十	円	
納 入 金 額	税 額	0 2										
	延 滞 金	0 3										
	合 計	0 4										
上記のとおり納入します。			※	口								
			日計	円								
			※印は郵便局において使用する欄です。		領 収 日 付 印							
(金融機関又は郵便局保管)												

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

		(都道府県名)		所在地及び名称	
令和	<input type="text"/>	年分	中途	<input type="text"/>	月分
令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>
	<input type="text"/>		<input type="text"/>		日提出
法人番号					
<input type="text"/>					
旧法人番号					
<input type="text"/>					
特別徴収義務者	(所属) 殿				
	(電話)				
処理事項				口座番号	加入者名
支払金額	0 1		十	億	千 百 十 万 千 百 十 円
納入金額	税額	0 2			
	延滞金	0 3			
	合計	0 4			
上記のとおり領収しました。					領収日付印
(納入者保管)					

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書



第十二号の十五様式（附則第十八条関係）「別紙二十二」

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称 (所属) (電話)														
令和	□												年分	中途	□	月分	
令和	□												年	□	月	□	日提出
法人番号																	
旧法人番号																	
旧法人番号																	
処理事項						口座番号	加入者名										
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円					
納入金額	税額	0 2															
	延滞金	0 3															
	合計	0 4															
課税事務所							領収日付印										
(取りまとめ店)																	
(取りまとめ局)		(〒)															
上記のとおり通知します。		(都道府県保管)															

(第一片)

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書



(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称 (所属) (電話)														
令和	□												年分	中途	□	月分	
令和	□												年	□	月	□	日提出
法人番号																	
旧法人番号																	
旧法人番号																	
処理事項						口座番号	加入者名										
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円					
納入金額	税額	0 2															
	延滞金	0 3															
	合計	0 4															
上記のとおり納入します。		※						領収日付印									
		日計	口 円														
		※印は郵便局において使用する欄です。															
		(金融機関又は郵便局保管)															

(第二片)

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書



第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）「別紙二十三」

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称						
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話) eL-QR						
令和	年	月	日提出								
法人番号											
旧法人番号											
処理事項				口座番号	加入者名						
支払金額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2									
	延滞金	0 3									
	合計	0 4									
課税事務所				領収日付印	(〒)						
(取りまとめ店)											
(取りまとめ局)											
上記のとおり通知します。											
				(都道府県保管)							
				eL番号:							

(第一片)

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書



		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称						
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話)						
令和	年	月	日提出								
法人番号											
旧法人番号											
処理事項				口座番号	加入者名						
支払金額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2									
	延滞金	0 3									
	合計	0 4									
上記のとおり納入します。				※ 領収日付印	(金融機関又は郵便局保管)						
				eL番号:							

(第二片)

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

		(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称									
令和	□	年分	中途		□	(所属) 殿 (電話)								
令和	□	年	□		月						□	日提出		
法人番号														
旧法人番号														
処理事項					口座番号		加入者名							
支払金額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	0 2												
	延滞金	0 3												
	合計	0 4												
上記のとおり領収しました。										領収日付印				
(納入者保管)														

eL番号:

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 4. eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書



第十二号の十五の二様式（第三十八条関係）「別紙二十四」

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称								
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話) eL-QR								
令和	年	月	日提出										
法人番号													
旧法人番号													
旧法人番号													
処理事項				口座番号	加入者名								
支払金額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2											
	延滞金	0 3											
	合計	0 4											
課税事務所				領収日付印	(〒)								
(取りまとめ店)													
(取りまとめ局)													
上記のとおり通知します。													
				(都道府県保管)									

eL番号:

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入書



		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称								
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話)								
令和	年	月	日提出										
法人番号													
旧法人番号													
旧法人番号													
処理事項				口座番号	加入者名								
支払金額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2											
	延滞金	0 3											
	合計	0 4											
上記のとおり納入します。				※ 日計	口			領収日付印					
					円								
				※印は郵便局において使用する欄です。			(金融機関又は郵便局保管)						
				eL番号:									

源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称								
令和		年分	中途										
令和		年			月		日提出						
法人番号													
旧法人番号													
処理事項				口座番号		加入者名							
支払金額		0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2											
	延滞金	0 3											
	合計	0 4											
上記のとおり領収しました。										領収日付印			
(納入者保管)													

eL番号:

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 - 4 eL-QRは、第一片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書	整理番号	
令和 年 月 日 知事殿	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認	
所在地及び電話番号	(電話)		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)		
(ふりがな) 代表者氏名			
経理責任者氏名			
資本金の額又は 出資金の額	円		
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について			
(<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数が変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた)			
) での届け出ます。			
記			
確定申告書の提出期限の延長期間	()	月間	
指定を受けた月数	()	月間	
変更後の指定に係る月数	()	月間	
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請			
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。			
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。） 1月間（通算法人は2月間） <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 確定申告書の提出期限が1月間（通算法人は2月間）延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間（通算法人は2月間）としたい場合 取消し前 () 月間 変更前 () 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更後 () 月間			
2 各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にとっては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から4月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由）			
3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号（これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）			
4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ()			
通算親法人の 本店所在地及び電話番号	(電話)		
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)		
関与税理士署名	(電話)		

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書		整理番号	
		令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日	
	知事殿	通信日付印		確認	
所在地及び電話番号		(電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は 出資金の額		円			
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）					
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について (<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数が変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた)					
) で届け出ます。					
記					
確定申告書の提出期限の延長期間		() 月間			
指定を受けた月数		() 月間			
変更後の指定に係る月数		() 月間			
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請					
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。					
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合（次に掲げる場合を除く。） 1月間（通算法人は2月間） <input type="checkbox"/> 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 確定申告書の提出期限が1月間（通算法人は2月間）延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間（通算法人は2月間）としたい場合 取消し前 () 月間 変更前 () 月間 変更後 () 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合					
2 各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内）に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由（通算法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内（指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から4月以内）に当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）の決算についての定時総会が招集されない理由又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由） ----- ----- ----- -----					
3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 法第72条の25第3項(注1)又は第5項(注2) <input type="checkbox"/> 法第72条の25第3項第1号(注1)又は第5項第1号(注2) <input type="checkbox"/> 法第72条の25第3項第2号(注1)又は第5項第2号(注2) <input type="checkbox"/> 政令第24条の4第1項（政令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。） (注1) 法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。 (注2) 法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。					
4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ()					
通算親法人の 本店所在地及び電話番号		(電話)			
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
関与税理士署名		(電話)			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～09又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「H22年度燃費基準+41%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準+5%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～26のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「R2年度燃費基準94%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車（ガソリン車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
02～05. 欠番
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 01、06～08に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）

【乗用車（ディーゼル車）】

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.12.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.12.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.12.31まで）
- 欠番
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 欠番
- 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）

【2.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつR2年度燃費基準+5%達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 27～31に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 33～46に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（バスに限る）（非課税）
- H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+20%達成ディーゼル車（トラックに限る）（非課税）
- H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H21年排出ガス基準適合かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 33～46に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【3.5t超バス・トラック】

- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 48～50に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【その他の自動車】

- 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
- プラグインハイブリッド自動車（非課税）

【乗用車（LPG車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）
11～14. 欠番
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 10、15～17に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）

54. 欠番
55. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）
56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 15 上記14の01～51、55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B 1」又は「B 2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B 1」、「B 1」以外のものを「B 2」という。
（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 16 「バリアフリー・A S V特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス <1,000万円控除> (R7. 3. 31まで)
 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）<800万円控除> (R7. 3. 31まで)
 03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> (R7. 3. 31まで)
 04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> (R7. 3. 31まで)
 05. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> (R7. 3. 31まで)
 06. A S V（側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））<350万円控除（R6. 4. 30まで）>
 07. A S V（側方衝突警報装置搭載車両）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））<175万円控除（R6. 4. 30まで）>
 08. A S V（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（バス等）<175万円控除（R7. 3. 31まで）>
 09. A S V（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））<175万円控除（R7. 3. 31まで）>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～05又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「R4年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+63%達成」に、「R4年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+55%達成」に、「R4年度燃費基準95%達成」は「H22年度燃費基準+47%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～15のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車（ガソリン車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）
- 01～04に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）

【乗用車（ディーゼル車）】

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：3/100、営業用：1/100）
- 11～14に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）

【2.5t以下トラック】

- ★★★★かつR4年度燃費基準105%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）

【3.5t以下バス】

- ★★★★かつR2年度燃費基準105%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR2年度燃費基準110%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR2年度燃費基準105%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

【2.5t超3.5t以下トラック】

- ★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR4年度燃費基準105%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

【3.5t超バス】

- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 42～44に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【3.5t超トラック】

- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 46～48に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

【その他の自動車】

【乗用車（LPG車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）
- 06～09に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）

- ★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 16～18に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR2年度燃費基準105%達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準110%達成ディーゼル車（非課税）
- H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準105%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H21年排出ガス基準適合かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 20～29に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつR4年度燃費基準95%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準105%達成ディーゼル車（非課税）
- H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H21年排出ガス基準適合かつR4年度燃費基準95%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 31～40に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

50. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
51. プラグインハイブリッド自動車（非課税）
52. 01～51に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 15 上記14の01～49のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 16 「バリアフリー・A S V特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス <1,000万円控除> (R7. 3. 31まで)
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）<800万円控除> (R7. 3. 31まで)
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> (R7. 3. 31まで)
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> (R7. 3. 31まで)
05. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> (R7. 3. 31まで)
06. A S V（側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））<350万円控除（R6. 4. 30まで）>
07. A S V（側方衝突警報装置搭載車両）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））<175万円控除（R6. 4. 30まで）>
08. A S V（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（バス等）<175万円控除（R7. 3. 31まで）>
09. A S V（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））<175万円控除（R7. 3. 31まで）>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。

市町村コード		都道府県		市町村		法人市町村民税領収済通知書㊦㊧	
_ _ _ _		_ _ _ _		_ _ _ _			
口座番号				加入者			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管 理 番 号							
事業年度又は連結事業年度 申告区分							
_ _ _ _ から _ _ _ _ まで 中予確修更決 間定定正正定 否() 円							
法人税割額	01	_	_	_	_	_	_
均等割額	02	_	_	_	_	_	_
延滞金	03	_	_	_	_	_	_
督促手数料	04	_	_	_	_	_	_
合計額	05	_	_	_	_	_	_
納期限	年 月 日		領収日付印				
指定金融機関名 (取りまとめ店)							
取りまとめ局							
上記のとおり通知します。(市町村保管)							

(第三片)

市町村コード		都道府県		市町村		法人市町村民税納付書㊦	
_ _ _ _		_ _ _ _		_ _ _ _			
口座番号				加入者			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管 理 番 号							
事業年度又は連結事業年度 申告区分							
_ _ _ _ から _ _ _ _ まで 中予確修更決 間定定正正定 否() 円							
法人税割額	01	_	_	_	_	_	_
均等割額	02	_	_	_	_	_	_
延滞金	03	_	_	_	_	_	_
督促手数料	04	_	_	_	_	_	_
合計額	05	_	_	_	_	_	_
納期限	年 月 日		領収日付印				
日計	_ _ _ _						
円							
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)							

(第二片)

市町村コード		都道府県		市町村		法人市町村民税領収証書㊦	
_ _ _ _		_ _ _ _		_ _ _ _			
口座番号				加入者			
所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)							
eL番号： 年度 ※ 処 理 事 項 管 理 番 号							
事業年度又は連結事業年度 申告区分							
_ _ _ _ から _ _ _ _ まで 中予確修更決 間定定正正定 否() 円							
法人税割額	01	_	_	_	_	_	_
均等割額	02	_	_	_	_	_	_
延滞金	03	_	_	_	_	_	_
督促手数料	04	_	_	_	_	_	_
合計額	05	_	_	_	_	_	_
納期限	年 月 日		領収日付印				
上記のとおり領収しました。(納税者保管)							
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。							

(第一片)

第二十二号の四の様式 (用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル) (第三十八条関係) 「別紙二十九」

（第一片）

市町村コード _ _ _ _ _	都道府県 市町村	法人市町村民税領収証書 ㊦	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第三片の当該箇所 にeL-QRが印字 されているため、 この箇所は使用し ないこと。 </div>			
eL番号：		eL-QR	
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事業年度又は連結事業年度			
から		まで	
中予確修更決 間定定正正定		否() 他	
法人税割額	0 1	百	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	0 2		
延滞金	0 3		
督促手数料	0 4		
合 計 額	0 5		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印	
指定金融機関名 (取りまとめ店)			
取りまとめ局			
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。			

（第二片）

市町村コード _ _ _ _ _	都道府県 市町村	法人市町村民税納付書 ㊦	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第三片の当該箇所 にeL-QRが印字 されているため、 この箇所は使用し ないこと。 </div>			
eL番号：		eL-QR	
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事業年度又は連結事業年度			
から		まで	
中予確修更決 間定定正正定		否() 他	
法人税割額	0 1	百	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	0 2		
延滞金	0 3		
督促手数料	0 4		
合 計 額	0 5		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印	
日 計			
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)			

（第三片）

市町村コード _ _ _ _ _	都道府県 市町村	法人市町村民税領収通知書 ㊦㊧	
口座番号	加入者		
所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 第三片の当該箇所 にeL-QRが印字 されているため、 この箇所は使用し ないこと。 </div>			
eL番号：		eL-QR	
年度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号	
事業年度又は連結事業年度			
から		まで	
中予確修更決 間定定正正定		否() 他	
法人税割額	0 1	百	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
均等割額	0 2		
延滞金	0 3		
督促手数料	0 4		
合 計 額	0 5		
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印	
指定金融機関名 (取りまとめ店)			
取りまとめ局			
上記のとおり通知します。(市町村保管)			

- 備考
1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 2. 各辺に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 3. eL-QRは、第三片に記載されている「eL-QR」の上部に印字すること。

第33号の4様式記載要領 [別紙三十一]

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「H22年度燃費基準+19%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「R2年度燃費基準80%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

01. ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(非課税)

02~04. 欠番

05. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)

06. ★★★★★かつR12年度燃費基準55%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)

07. 01、05及び06に該当しないガソリン車(自家用:2/100、営業用:2/100)

【2.5t以下トラック】

08. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税)

09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)

10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)

11. 08~10に該当しないもの(2/100)

【その他の軽自動車】

12. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)

13. 01~12に該当しないもの(2/100)

15 上記14の01~11のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。

また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。

(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

第33号の4様式記載要領 [別紙三十二]

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。
なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「R4年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+63%達成」に、「R4年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+55%達成」に、「R4年度燃費基準95%達成」は「H22年度燃費基準+47%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
【乗用車】
01. ★★★★★かつR12年度燃費基準80%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(非課税)
02. ★★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)
03. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
04. 01~03に該当しないガソリン車(2/100)
【2.5t以下トラック】
05. ★★★★★かつR4年度燃費基準105%達成ガソリン車(非課税) 07. ★★★★★かつR4年度燃費基準95%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)
06. ★★★★★かつR4年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) 08. 05~07に該当しないもの(2/100)
【その他の軽自動車】
09. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
10. 01~09に該当しないもの(2/100)
- 15 上記14の01~08のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。